

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン

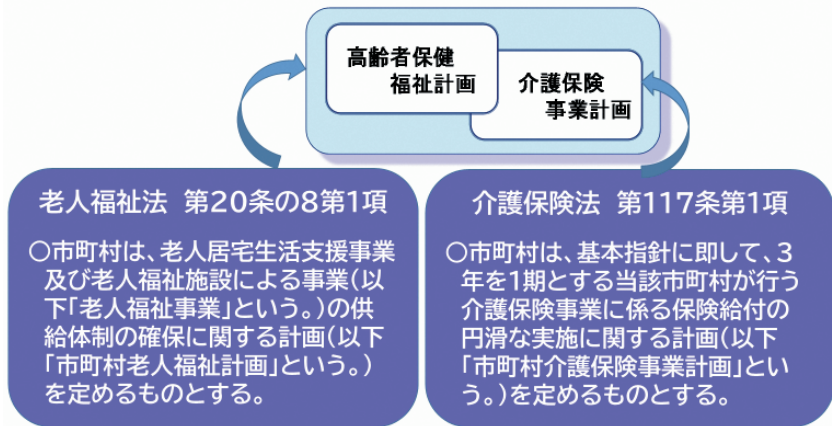
〈 概要版 〉

令和3年3月

船 橋 市

計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。



高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。

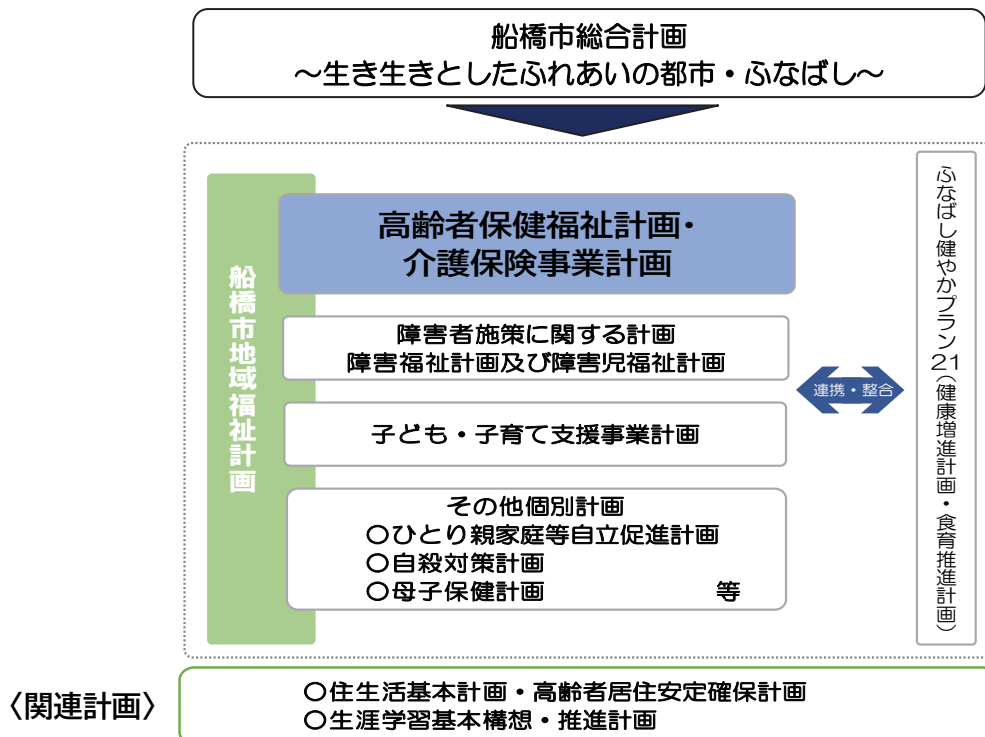
計画期間・市の計画体系における位置づけ

計画期間 **令和3年度～令和5年度**

市の計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画 後期基本計画」の個別計画です。

また、平成27年3月に策定の「第3次船橋市地域福祉計画」や関連計画との理念を共有し、調和がとれたものとなりました。



高齢者を取り巻く状況 ～ 今後の動向 ～

1 総人口・高齢者人口の将来推計

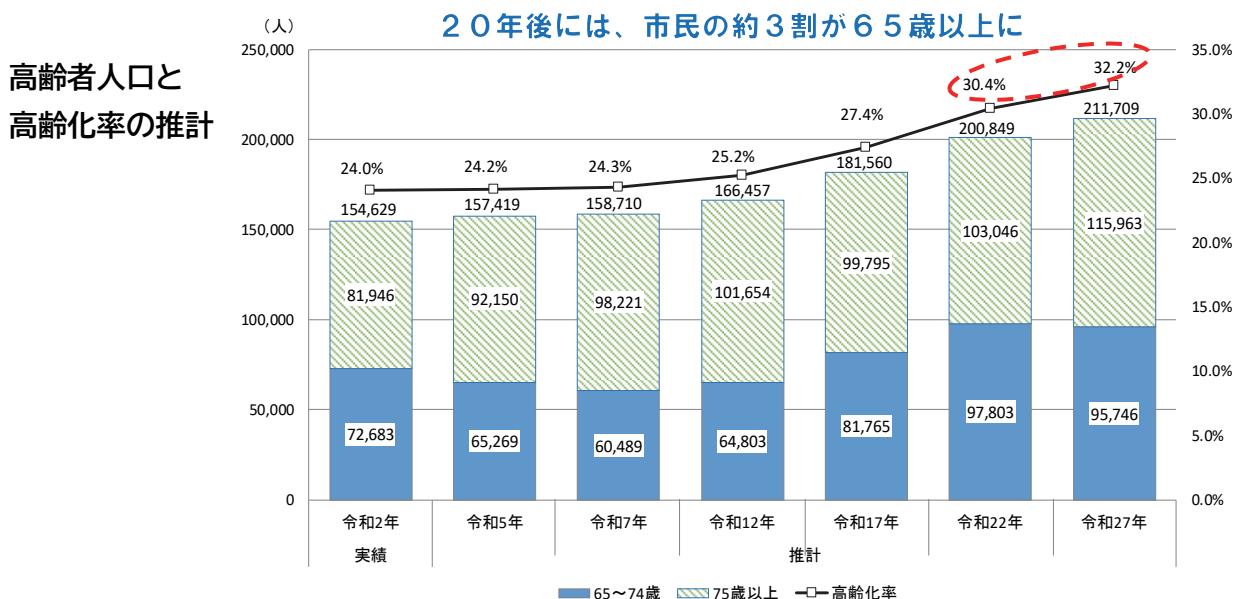
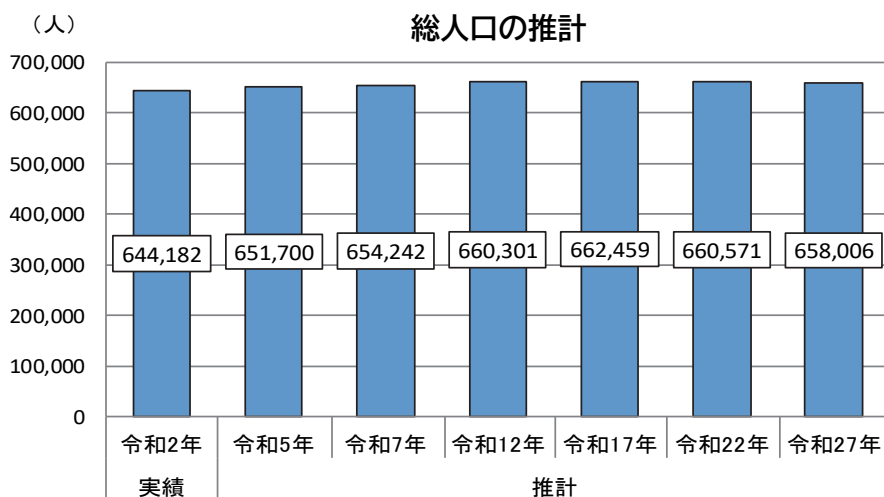
本市は、平成 15 年には中核市へ移行し、令和 2 年度では人口 644,182 人を擁する都市へと発展してきました。

総人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には 654,242 人、令和 17 年には 662,459 人にまで増加し、その後減少傾向に転ずるものと推計されます。

一方、高齢者人口は、昭和 30 年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しており、令和 7 年には 158,710 人、令和 22 年には 200,849 人と、20 万人台になると推計されます。

また、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、75 歳以上の高齢者人口は令和 22 年には 103,046 人と、10 万人台になると推計されます。

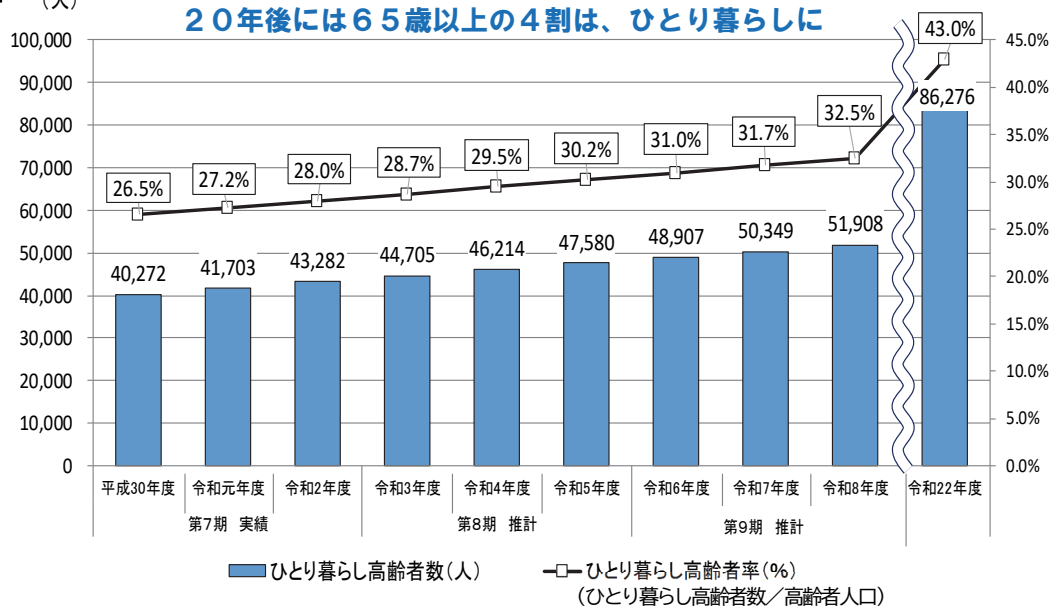
高齢化率でみると、令和 2 年の 24.0%から令和 22 年には 30.4%にまで上昇することが推計されます。



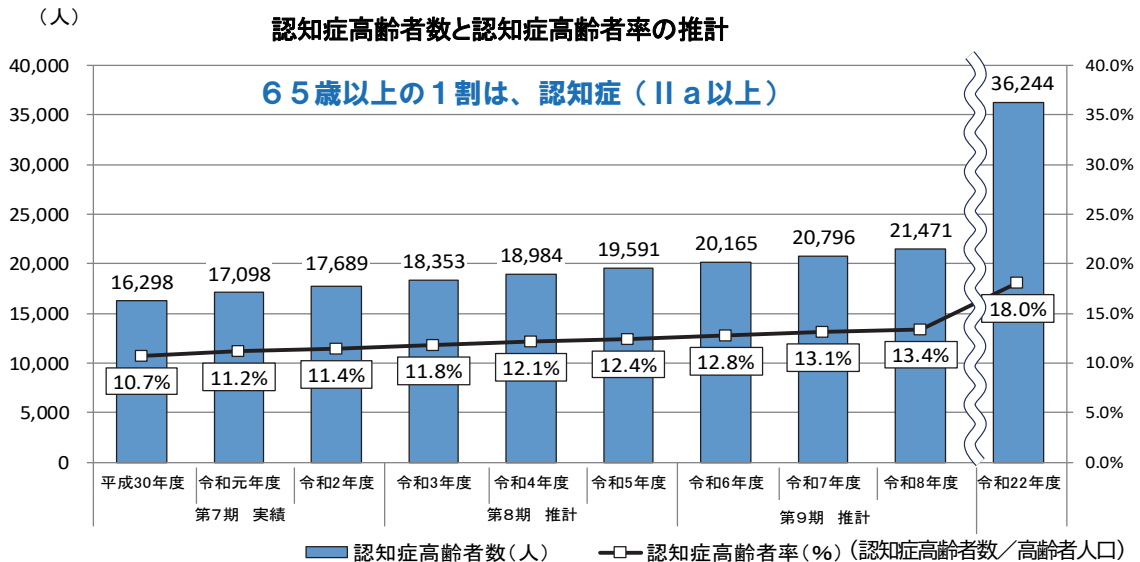
2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、令和2年度の43,282人から令和7年度には50,349人にまで増加するものと見込んでいます。

ひとり暮らし高齢者数とひとり暮らし高齢者率の推計



認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、令和2年度の17,689人から令和7年度には20,796人にまで増加するものと見込んでいます。



認知症高齢者の日常生活自立度

認知症(IIa以上)とは

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- II a以上 家庭外で上記IIの状態が見られる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

認知症高齢者の日常生活自立度

出典：平成21年9月30日老考老発0930第2号

厚生労働省老健局老人保健課長通知「認定調査票記入の手引き」

3 要支援・要介護認定者数の推移と見込み

要支援・要介護度別の認定者数については、次のとおりです。認定者に占める要介護者(要介護 1～5)の比率についてみると、令和 2 年度の 73.4%から本計画期間においては 73.3%から 73.5%の水準でやや増加傾向にあります。一方、要支援者(要支援 1～2)の比率は令和 2 年度の 26.6%から本計画期間において 26.7%から 26.5%とやや減少傾向にあります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7 年度	令和 22 年度
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
認定者数 計	人 27,162	人 28,235	人 28,548	人 29,374	人 30,694	人 31,588	人 34,346	人 42,325
認定者内訳								
要支援1	人 3,559	人 3,637	人 3,399	人 3,471	人 3,604	人 3,681	人 3,949	人 4,599
要支援2	人 3,957	人 4,162	人 4,190	人 4,359	人 4,550	人 4,678	人 5,026	人 5,899
要介護1	人 5,749	人 5,911	人 5,910	人 6,087	人 6,459	人 6,693	人 7,241	人 8,689
要介護2	人 4,861	人 5,097	人 5,279	人 5,456	人 5,708	人 5,867	人 6,401	人 8,034
要介護3	人 3,682	人 3,781	人 3,948	人 3,996	人 4,152	人 4,243	人 4,645	人 5,926
要介護4	人 2,983	人 3,146	人 3,329	人 3,427	人 3,563	人 3,702	人 4,094	人 5,319
要介護5	人 2,371	人 2,501	人 2,493	人 2,578	人 2,658	人 2,724	人 2,990	人 3,859
認定者構造								
要支援	% 27.7	% 27.6	% 26.6	% 26.7	% 26.6	% 26.5	% 26.1	% 24.8
要介護	% 72.3	% 72.4	% 73.4	% 73.3	% 73.4	% 73.5	% 73.9	% 75.2

ビジョンと基本方針

超高齢社会
の到来

医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加
ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の急増

令和7年以降、流れはさらに強まる（団塊の世代が75歳以上になる）

高齢者生活
実態調査
より

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要なサービス（上位の回答）

「介護をしている家族等への支援」

「24時間対応の在宅医療・訪問介護看護サービスの充実」

「高齢者向け施設の充実」

「介護予防サービスの確保」

地域包括ケアシステム「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」
各分野のサービスの一体的な提供が求められている。

平成24年度～

地域包括ケアシステムを構築するために、各施策を推進



令和3年度～

船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョンの達成

【 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン 】

すべての高齢者が、自分らしく

それぞれの生きがいを持ち、

住み慣れた地域で いつまでも健やかに 安心して暮らし続けられる

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して



出典：平成28年3月地域包括ケア研究会報告
「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

【施 策 の 体 系】

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの 支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	4. 介護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

【5つの基本方針と重点的取り組み】

基本方針 1. 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

【重点的な取り組み】

- **バリアフリー化された住宅**(高齢者の生活に支障のない住宅)の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修支援
- **住宅の確保**に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組み(市営住宅の優先入居の制度の活用)
- 高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせる居住支援体制づくり(住まいの相談窓口「**住まいるサポート船橋**」)

基本方針 2. 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

【重点的な取り組み】

- 一人ひとりの**気づき**:疾病予防・介護予防の必要性
「日常生活の中で」自らが健康づくりに取り組めるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進
- 要支援・要介護状態になる「**前**」の段階からの介護予防
地域一体となって、自主的かつ日常的に実践、定着するよう「周知活動」
- **介護予防・日常生活支援総合事業**の展開
高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会づくり、体制づくり

基本方針 3. 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

【重点的な取り組み】

- 「**自助**」を基本とした「**共助・互助**」、「**公助**」による市民・地域・行政の連携と協働
- 友人や近隣住民、ボランティアの方々、民間の**連携・協力**で地域を支える仕組みの充実
- 市内24地区に配置された**生活支援コーディネーター**を活用し、助け合い活動などの支援体制を強化
- **介護保険以外のサービス**:様々な生活支援サービスの提供体制の整備
- **高齢者の移動手段の確保**
交通が不便な地域における高齢者の移動手段の確保・充実、移動販売サービスの提供など

基本方針 4. 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

【重点的な取組み】

- **利用者の視点**に立ったサービス提供体制の確立
介護保険サービス:質と量の確保、スムーズに介護保険サービスを利用できる環境整備(事業者情報の提供等)
- **24 時間 365 日**、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備
- **地域包括支援センター**の機能強化
地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整備
- **生活支援サービス**の提供体制づくり:助け合い、ボランティア、NPO 等様々なサービス主体が一体となるよう、地域ケア会議で推進
- **介護者支援**:家族の介護負担軽減
- **認知症対策**:認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるしくみ

基本方針 5. 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

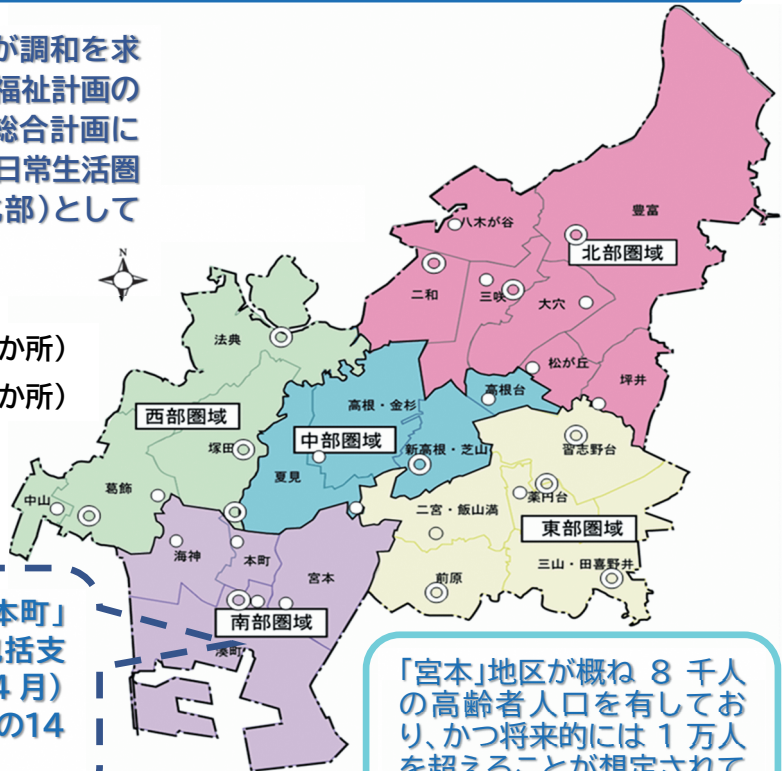
【重点的な取組み】

- 増加が予想される「医療の必要性の高い要介護者」、「在宅療養者」に対応する人材確保のため、**在宅医等養成研修**を検討
- **地域リハビリテーション**の推進:身体機能が低下したときや、日常生活の様々な活動の自立度をより高めるため**リハビリテーションに資するサービス**を充実
- **船橋在宅医療ひまわりネットワーク**
在宅医療に関係する医療・介護等関係者の緊密な連携協力体制の整備、医療・介護人材の知識・技術の向上のための研修を実施
- **在宅医療支援拠点ふなぽーと(保健福祉センター内)**
在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に対応

地域包括支援センターの整備方針について

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域(南部・西部・中部・東部・北部)として設定しています。

- ◎…地域包括支援センター(13か所)
- …在宅介護支援センター(16か所)



南部圏域の内、「宮本」及び「本町」地区を分割し、新たな地域包括支援センターを設置(令和4年4月) ⇒「直営5か所+委託9か所」の14センター体制になる

「宮本」地区が概ね8千人の高齢者人口を有しており、かつ将来的には1万人を超えることが想定されている

施設等基盤整備について

(1)施設整備の考え方

第8期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第7期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

(2)施設等整備計画数

	第7期末 整備済 予定数	第8期整備計画数				第8期末 整備済 予定数
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	
介護老人福祉施設(広域型)	床 2,476	0	190	0	190	床 2,666
介護老人福祉施設(地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,515	0	0	0	0	1,515
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
小計	4,069	0	190	0	190	4,259
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	872	0	0	54	54	926
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護(地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	0	54	54	1,083
合計	5,098	0	190	54	244	5,342
特定施設入居者生活介護(混合型)	1,070	0	0	30	30	1,100
総合計	6,168	0	190	84	274	6,442

介護人材確保に向けた具体的な取り組み

【本市の基本的考え方】

持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させることを目的としています。

介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

推進する
取り組み

①参入促進
②労働環境の改善

③資質の向上
④業務の効率化と質の向上

船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し、介護事業者との意見交換を行い、事業を推進

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| 1 合同就職説明会の開催 | (①参入促進) |
| 2 介護職員初任者研修に係る費用助成 | (①参入促進) |
| 3 実務者研修に係る費用助成 | (③資質の向上) |
| 4 E P Aによる外国人介護福祉士候補者の受入れ支援 | (①参入促進) |
| 5 外国人介護人材の受入れや技能向上に関する支援事業 | (①参入促進、③資質の向上) |
| 6 介護職員宿舍借り上げ費用の支援 | (①参入促進、②労働環境の改善) |
| 7 介護に関する入門的研修の実施 | (①参入促進、④業務の効率化と質の向上) |
| 8 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助 | (②労働環境の改善) |
| 9 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援 | (④業務の効率化と質の向上) |
| 10 文書負担の軽減 | (④業務の効率化と質の向上) |

感染症・災害対策

1 感染症対策

感染症に対する備えとして、介護事業所等と連携し感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に適切な対応ができる体制の整備を図ります。

- 介護事業所等との連携
- 感染症に関する周知啓発
- 感染症発生時への対応
- 介護事業所等における必要物資の備蓄・供給体制の整備
- フレイル予防の取り組み

2 災害対策

高齢者のみ世帯・単身世帯など支援を要する人の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成整備するとともに、災害発生時の要配慮者支援を迅速に行える体制の充実を図ります。

- 災害時の要配慮者に対する支援
- 福祉避難所等の拡充
- 備蓄品等の確保

介護保険財政と介護保険料

◆標準給付費見込額(千円)◆

令和3年度から令和5年度までの3年間及び令和7年度、令和22年度は、下表の金額となる見込みです。(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計 (第8期期間)	令和7年度	令和22年度
介護給付費計	38,650,024	40,229,104	41,352,077	120,231,205	45,544,192	57,076,713
予防給付費計	731,352	775,250	793,332	2,299,934	852,546	991,891
総給付費	39,381,376	41,004,354	42,145,409	122,531,139	46,396,738	58,068,604
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	754,568	704,845	725,374	2,184,787	788,709	971,935
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	1,136,421	1,158,719	1,187,397	3,482,537	1,275,869	1,531,823
高額医療合算介護サービス費等給付額	267,936	180,961	180,961	629,857	148,358	181,302
算定対象審査支払手数料	35,541	36,917	38,306	110,764	41,065	50,184
標準給付費見込額	41,575,843	43,085,795	44,277,446	128,939,084	48,650,739	60,803,849

◆第1号被保険者の負担割合◆

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分(23%)、地域支援事業費のうち、第1号被保険者の負担分(23%)と、調整交付金が5%に満たない分(1.08%)となります。

◆保険料基準額(年額)◆

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合(基準額である64,800円に対する保険料率)で補正したものです。

令和3年度～5年度までの保険料基準額

保険料基準額(年額)	64,800円
------------	---------

令和7年度及び令和22年度の保険料基準額

令和7年度 保険料基準額(年額)	75,120円
令和22年度 保険料基準額(年額)	94,440円

※現段階での推計値となっています。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)
いきいき安心プラン(概要版)

発行日:令和3年3月

発行:船橋市

編集:健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307